事業税　料金収入比

［略］

５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定需要に係るものに限る。）及び電力料（特定需要に係るものに限る。）（以下この５．において「特定需要電灯料等」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

［略］

６．　［略］

(1)～(7)　［略］

(8)　［略］

この際、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費及び再エネ特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものを除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、非化石証書購入費、地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益及び再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）（以下この(8)において「地帯間購入送電費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された地帯間購入送電費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。　［略］

［略］

別表第２（第６条関係）

沖縄電力に係る部門別収支配分基準

１．・２．　［略］

３．　［略］

(1)　［略］

電灯料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るものに限る。）　一般需要部門

［削る］

電力料（非特定需要に係るもの、離島供給に係るもの及び最終保障供給に係るものに限る。）　一般需要部門

［削る］

［削る］

事業税（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）　料金収入比

［略］

５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）及び電力料（特定需要に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）（以下この５．において「特定需要電灯料等」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。

［略］

６．　［略］

(1)～(7)　［略］

(8)　［略］

この際、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法第16条第１項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るもの（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、非化石証書購入費、地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益及び再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）（以下この(8)において「地帯間購入送電費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された地帯間購入送電費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。　［略］

［略］

別表第２（第６条関係）

沖縄電力に係る部門別収支配分基準

１．・２．　［略］

３．　［略］

(1)　［略］

電灯料（非特定需要に係るもの及び離島供給に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）　一般需要部門

電灯料（再エネ特措法賦課金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

電力料（非特定需要に係るもの、離島供給に係るもの及び最終保障供給に係るもの（再エネ特措法賦課金を除く。）に限る。）　一般需要部門

電力料（再エネ特措法賦課金に限る。）　特定需要・一般需要外部門

再エネ特措法交付金「インバランスリスク料相当額」であって、認定事業者の求めに応じて、一般送配電事業者（当該一般送配電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づき小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して電気を供給している場合に限る。）又は一般送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約を締結している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が当該認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備